

企業の健全な事業活動を

法で支えるための情報発信

弁護士法人
UH 宇都宮東法律事務所

代表弁護士
伊藤 一星

弁護士法人宇都宮東法律事務所 メルマガ第12号 ～従業員が逮捕されてしまった！会社に求められる対応とは？～

目次

【①最新労務トピックの解説】

～従業員が逮捕されてしまった！会社に求められる対応とは？～

【②9月開催セミナーのご案内】

【③当事務所の活動実績 Vol.1】

【④当事務所の活動実績 Vol.2】

【⑤編集後記】

①最新トピックの解説

～従業員が逮捕されてしまった！会社に求められる対応とは？～

いつも弊所のメールマガジンをご愛読いただき、誠にありがとうございます。

横浜中華街にある「ローズホテル横浜」の従業員が同ホテルの客室に侵入したとして、神奈川県警は19日、ホテル従業員の男を住居侵入容疑で逮捕したと発表しました。

マスターキーを使って客室に侵入し、宿泊中の女性客の寝顔を撮影していたとみられるといます。加賀町署によると、男は19日午前5時25分ごろ、20代の男性会社員ら男女2人が宿泊する部屋に侵入した疑いがあり、駆け付けた警察官に取り押さえられたとのこと。男のスマートフォンには他の宿泊客とみられる複数の女性の寝顔などの写真や動画があったといます。

上記のように従業員が逮捕された場合、企業は直ちに該当する社員を解雇したいところではありますが、無罪の可能性も否定できないことから、まずは事実確認から行う必要があります。

従業員が逮捕されるようなことは無いという企業様がほとんどであると思いますが、実際にそのような事態に陥った際に適切な対応ができるように本メルマガをご参考にさせていただけますと幸いです。

◆ 従業員が逮捕された際の企業が行うべき対応フロー

①事実関係の調査

まずは逮捕された事実の調査をする必要があります。

「無罪推定の原則」と呼ばれる、犯罪を行ったと疑われている被疑者や刑事裁判を受ける被告人について、有罪が確定するまでは『罪を犯していない人』として扱うという原則があるため、直ちに解雇をすることは控えましょう。

調査対象となるのは主に三者で、該当する従業員、弁護士、本人の親族になります。最も重要な聴取はやはり本人への事実確認で、以下の内容の確認をとる必要があります。

- ・捜査当局が示している被疑事実
- ・本人が認めているかどうか
- ・被害者との示談有無
- ・身柄拘束期間や最終処分見込
- ・弁護士選任の有無（選任している場合は弁護人の連絡先）
- ・退職の意思
- ・最終処分結果

②処分の決定

従業員が犯罪行為を行ったとして、懲戒解雇処分をするの当然であると考えられる経営者様は多いかと思いますが、私生活上の非行については懲戒処分事由にならないのが原則です。

とはいえ、会社の信用・名誉が失墜するようなケースでは例外的に処分事由になる可能性があります。

懲戒処分の有効性の判断基準は主に「犯罪行為の性質・情状」、「企業の業種」、「従業員の役職」、「報道の有無」、「過去事案の処分例」などです。

③処分の実施・公表

懲戒処分の告知方法について、法的な定めはありません。

しかし、企業にとって重要な内容であるため、事後トラブルの予防の観点から文書による告知を推奨いたします。

④従業員が逮捕されることに備えた社内体制の整備

従業員が逮捕されてしまった際の対応として不足していた準備、体制について整備する必要があります。

主に以下の事項について整備しておくことで、もしもの事態に備えることが可能となります。

- ・社員が逮捕されたときのルール作り
- ・有罪が確定したときの処分方法の策定
- ・損害賠償の連帯責任を規定した身元保証書を取り交わし
- ・広報対応の方法の決定

◆おわりに

いかがでしたでしょうか。

今回は従業員が逮捕されてしまった際の企業対応を解説いたしました。私生活における逮捕の予防は非常に困難ですが、業務における非違行為については業務の体制の整備である程度の予防は可能となります。

また、トラブル発生後のトラブル対応よりも、従業員の対応を予め就業規則に定めておく等のトラブル予防の体制づくりの方が企業にとっては重要です。

就業規則を定めてから期間が空いている、法的トラブル対策のための社内体制の整備を行いたいという経営者様はお気軽に当事務所までご相談ください。

[お問い合わせはこちら](#)

② 9月開催セミナーのご案内

[>>お申し込みはこちら<<](#)

企業法務に強い弁護士が解説！

労務問題対応解説セミナー

問題社員対応【各論】

2023
9/26 (火)
15:00 - 16:00

参加無料

オンライン開催



弁護士
伊藤一星



弁護士
石塚惇史



弁護士
大熊拓亮

[セミナーのお申し込みはこちら](#)

【セミナー概要】

- テーマ：問題社員対応【各論】
- 日時：2023年9月26日（火）15:00～16:00
※14:45より受付開始
- 開催方法：オンライン（ZOOMウェビナー）
- 参加費：無料

■講師：弁護士法人宇都宮東法律事務所 代表弁護士 伊藤 一星、同弁護士 石塚 惇史、同弁護士 大熊 拓亮

【セミナー内容】

企業にとって“問題社員”を放置することは、他の社員にも悪影響を及ぼすため早急な対応が肝要です。

問題社員の中でも、能力不足型の社員、会社の指示に従わなかったり協調性がなかったりする勤務態度不良型の社員など様々なタイプがありますが、それぞれの類型別に対応策を講じる必要があります。また、社員から残業代を請求をされた場合は早期の対応が極めて重要となります。

このような労務問題に対してどのように対応すべきかを60分で分かりやすく弁護士が解説します。栃木県内の経営者様が経営に専念できる環境を整備できるよう、60分で分かり易く解説いたします。**無料・オンライン**でご参加可能ですので、この機会に是非ご参加ください。

[セミナーのお申込みはこちら](#)

③当事務所の活動実績 Vol.1

SDGs宣言

当事務所は、弁護士が身近な社会の実現を目指すとともに、弁護士業を通じた所員・依頼者・地域社会の幸せの実現を目指して活動しておりますが、SDGsの理念に賛同し、持続可能な社会の実現に向けて積極的な取り組みを行ってまいります。

2022年12月28日

弁護士法人 宇都宮東法律事務所

代表社員 伊藤 一星

SDGsの達成に向けた取組

ワークライフバランス

所員の豊かなライフスタイル実現のため、育児や介護と仕事を両立しやすい環境を目指します。

【具体的な取組】

- 育児休業や介護休業の制度や時短勤務の整備
- 各種休暇を取得しやすい風土づくり



顧客のコンプライアンス体制の支援

地元企業のコンプライアンス体制のサポートを実施し、経済的発展と企業価値向上を支援します。

【具体的な取組】

- 顧問先に対するコンプライアンス研修の実施
- 地元企業を対象とするコンプライアンスセミナーの開催



従業員支援プログラム（EAP）の実施

地元企業の従業員の法的課題を解決し従業員のワークエンゲージメントの向上に貢献するとともに、弁護士が身近な社会を実現します。

【具体的な取組】

- 導入した企業の従業員への説明会の実施
- 導入した企業の従業員向けに法律相談を実施
- セミナー実施等による情報発信



教育への貢献

自社のリソースを最大限活用し、地域の教育に貢献する活動を行います。

【具体的な取組】

- 地域のスポーツ振興、イベントへの参加・協賛
- 各種セミナーの開催



本宣言書は栃木銀行のサポートのもと作成しております 栃木銀

【宇都宮市SDGs人づくりプラットフォームの会員となりました！】

当事務所では、弁護士が身近な社会の実現を目指すと共に、弁護士業を通じた所員・依頼者・地域社会の幸せの実現に向けて日々活動しておりますが、SDGsの理念に賛同し、持続可能な社会の実現に向けての取り組みを行っております。

そして、この度、宇都宮市が実施する「宇都宮市SDGs人づくりプラットフォーム」の会員として登録されました（なお、弊所ではこれに先立ち栃木県が実施する「とちぎSDGs推進企業」及び栃木銀行が実施する「とちぎSDGs宣言」にも登録しております）。

当事務所では、一緒に働く社員の幸せを実現するとともに、顧客の利益の最大化を図るために尽力し、特に近年力を注いでいる地元の中小企業のコンプライアンス体制の整備などの法的支援や、従業員支援プログラム（EAP）の実施を通じての地元企業の従業員の法的課題の解決やワークエンゲージメントの向上に積極的に取り組みたいと思っております。また、地域社会の一員として、自社が有する法的知識等のリソースを最大限活用し、地域の教育に貢献する活動としてのセミナー開催などを積極的に行えればと思っております。

当事務所は、宇都宮駅東口地域のインフラとしての役割を果たし、地域住民や地元企業の皆さんの皆様から厚い信頼を獲得できる法律事務所をこれからも目指して参りますので、今後も変わらぬご愛顧のほどよろしくお願いいたします。

【ワークライフバランス】（Goal3、5、8）

所員全員が自分の仕事にやりがいと誇りを持ち、自己実現が図れる職場環境を目指すとともに、心身共に健康な状態を維持し、育児や介護といったライフイベントと仕事を両立できる職場環境づくりに取り組みます。

【顧客のコンプライアンス体制の支援】（Goal8、11）

地元企業のコンプライアンス体制のサポートを実施し、地元企業の経済的発展と企業価値向上を支援します。

【従業員支援プログラム（EAP）の実施】（Goal3、8、10、11、16）

従業員支援プログラム（EAP）の実施により、地元企業の従業員の法的課題を解決し、従業員のワークエンゲージメントの向上に貢献するとともに、地域社会において弁護士が身近な社会を実現します。

【教育への貢献】（Goal4、10、11、16、17）

自社の持つリソースである法的知識を最大限活用し、地域の教育に貢献する活動を行います。

④当事務所の活動実績 Vol.2

【土業専門紙の「FIVE STAR MAGAZINE」にインタビュー記事が掲載】

当事務所では、顧問先企業様の労務分野におけるコンプライアンス体制の支援させていただくために「労務コンプライアンス協会」に加入しておりますが、同協会のパートナー会員として受けたインタビュー記事が土業専門紙の「FIVE STAR MAGAZINE」に掲載されました。

当事務所では、今後も顧問先企業様の労務コンプライアンス体制の構築を支援させていただくことで、企業価値を向上させるためのお手伝いをさせていただければと思っております。

FIVE STAR MAGAZINE 第75号

⑤編集後記

猛暑が続く8月もうすぐ終わりを迎え、やがて涼しい秋の訪れが待ち遠しくなる時期ですね。

今月の26日には次世代型の路面電車であるLRTがいよいよ開業しますが、宇都宮テラスの開業からも1年が経過し、今後も宇都宮駅東口が活性化していくことが大変楽しみです。

弊所も新しい取り組みを積極的に取り入れ、皆様によりよいリーガルサービスが提供できるように、所員一同頑張っていきたいと思っております。

今月も最後までお読みいただき、誠にありがとうございました。
今後ともよろしくお願ひいたします。

弁護士法人 宇都宮東法律事務所 代表弁護士 伊藤 一星

関連サイト

山 宇都宮の弁護士による企業法律相談

弁護士法人 宇都宮東法律事務所

栃木県弁護士会所属 JR宇都宮駅より車で10分

企業法務の
相談はこちらから



UH 宇都宮の法律事務所 による **従業員支援プログラム(EAP)**

企業の健全な事業活動を法の力で支える
弁護士法人宇都宮東法律事務所

従業員が安心・安全に働ける
環境整備サポートのご相談はこちらから



UH 宇都宮の弁護士 による **資金繰り・事業再生相談**

企業の健全な事業活動を法の力で支える
弁護士法人宇都宮東法律事務所

企業の再建に向けた
資金繰り・事業再生相談はこちらから



弁護士法人
宇都宮東法律事務所
Facebookページはこちら！

※ご友人などへの転送はご自由にどうぞ！
※著作権は当事務所に帰属しますのでご注意ください。

【発行元】 弁護士法人 宇都宮東法律事務所（栃木県弁護士会所属）

【事務所ホームページ】 [こちら](#)

【Facebook】 [こちら](#)